

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5470119号
(P5470119)

(45) 発行日 平成26年4月16日(2014.4.16)

(24) 登録日 平成26年2月7日(2014.2.7)

(51) Int. Cl.	F I
B 6 5 D 47/40 (2006.01)	B 6 5 D 47/40 Z
B 6 5 D 47/06 (2006.01)	B 6 5 D 47/06 V
B 6 5 D 81/32 (2006.01)	B 6 5 D 81/32 J
	B 6 5 D 81/32 U

請求項の数 3 (全 8 頁)

(21) 出願番号	特願2010-61875 (P2010-61875)	(73) 特許権者	000175397
(22) 出願日	平成22年3月18日(2010.3.18)		三笠産業株式会社
(65) 公開番号	特開2011-195156 (P2011-195156A)		奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸53番地
(43) 公開日	平成23年10月6日(2011.10.6)	(74) 代理人	100088052
審査請求日	平成24年12月19日(2012.12.19)		弁理士 伊藤 文彦
		(72) 発明者	南 健太
			奈良県北葛城郡広陵町大字寺戸53番地
			三笠産業株式会社内
		審査官	楠永 吉孝

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 注出キャップ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

キャップ本体の頂壁から立設された注出筒と、前記注出筒よりも内方の前記頂壁に形成され、切り裂きにより開口する流通口とを備えた容器に装着される注出キャップにおいて、

前記注出筒の先端には複数の注出部を備え、前記複数の注出部は注出筒の外方へ向かって突出したくちばし状に形成され、前記容器に収納された内容液を複数の注出部から同時に注出可能に設けられ、

前記流通口は、略U字状、または一对の細幅流通口からなると共にその前記注出部側末端に流通部を備え、

前記流通部は、前記注出部の基端部と対向する位置に設けられており、

前記注出部は、間隔部を介して形成され、

前記間隔部には、リブからなる液流ガイド機構を備えており、

前記ガイド機構は、前記流通口から流出した内容液を分割するためのものであることを特徴とする注出キャップ。

【請求項2】

前記流通部が前記注出筒の基端部に近接して設けられていることを特徴とする請求項1記載の注出キャップ。

【請求項3】

前記請求項1又は2に記載された注出キャップが装着された容器であって、前記容器は

複数の内容液を個々に収納可能な複液収納容器であることを特徴とする容器。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は注出筒を備えた注出キャップに関し、注出筒にくちばし状の注出部を備えたキャップに関する。

【背景技術】

【0002】

以前より、注出筒を備えた注出キャップにおいて、内容液の液注ぎ性を向上させたキャップについて検討がなされている。従来、注出筒が周状部よりも径外方に突出しているくちばし形状部分を設けることにより液切れ性等を改良したキャップがある（特許文献1参照）。

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特開2003-40299号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

前記従来技術においては、内容液の注出の際は前記くちばし形状部分を通して内容液の流出が生じるので、液切れ性に優れた注出キャップを提供できるものであるが、くちばし形状部分は注出筒の限られた範囲において形成されており、使用者が注出を行う際、その使用の仕方によっては、くちばし形状部分から注出液の流出が行われず、くちばし形状部分に収容しきれなかった内容液が前記周状部から注ぎ出される事があり、所望の液切れ性が得られないことがあった。

20

【0005】

そのため、注出時にくちばし形状部分に内容液が集中するよう、使用者によって容器の傾きを調整する煩雑さが生じる。本発明はこのような問題が生じず、液切れ性に優れた注出キャップを提供することが課題とする。

【課題を解決するための手段】

30

【0006】

本発明は、キャップ本体の頂壁から立設された注出筒と、前記注出筒よりも内方の前記頂壁に形成され、切り裂きにより開口する流通口とを備えた容器に装着される注出キャップにおいて、前記注出筒の先端には複数の注出部を備え、前記複数の注出部は注出筒の外方へ向かって突出したくちばし状に形成され、前記容器に収納された内容液を複数の注出部から同時に注出可能に設けられ、前記流通口は、略U字状、または一対の細幅流通口からなると共にその前記注出部側末端に流通部を備え、前記流通部は、前記注出部の基端部と対向する位置に設けられており、前記注出部は、間隔部を介して形成され、前記間隔部には、リブからなる液流ガイド機構を備えており、前記ガイド機構は、前記流通口から流出した内容液を分割するためのものであることを特徴とする注出キャップである。

40

【0009】

又、本発明は、前記流通部が前記注出筒の基端部に近接して設けられていることを特徴とする注出キャップである。

【0012】

又、本発明は、注出キャップが装着された容器であって、前記容器は複数の内容液を個々に収納可能な複液収納容器であることを特徴とする容器である。

【発明の効果】

【0013】

本発明では、内容物を同時注出可能に、くちばし状に形成された複数の注出部を注出筒の先端に設けたことにより、注出筒先端において、広い範囲に亘って注出領域とすること

50

ができ、前記複数の注出部から内容液を一斉に注出することができる。このため、注出時に使用者によって容器の傾き加減を調整する必要がなく、内容液を注出部から注出させることができ、優れた液切れ性を備えたキャップを提供することができる。

【0014】

又、流通口は例えば、略U字状、または一对の細幅流通口からなり、容器を傾けた際に主に内容物が流通する部分である流通部を、少なくとも2つ設けたことにより、前記注出部に流入する液量を調整することができる。このような流通部を備えた流通口を、注出部を設けた注出筒の基端部と近接させることにより、流通部から流出した液が、注出部まで直ちに到達し、注出を容易に行うことができる。

【0015】

又、複数の注出部は周方向に間隔をおいて形成され、その間隔に液流ガイド機構、例えば、注出筒の内面に延在するリブを設けることで、前記間隔から内容液が流出することを防止でき、且つ、注出部へ液流をガイドすることができるため、注出を更に容易に行うことができる。

【0016】

又、上記注出キャップが装着された容器を2種類の液体を収納可能な容器とすることにより保存時には2種類の液体を個々に収納することにより混和させず、使用時に混合させる構成とすることができる。

【図面の簡単な説明】

【0017】

【図1】本発明の第1の実施の形態を示すキャップ本体の立体図である。

【図2】図1の平面図である。図2(a)は流通口がU字状の例を示し、図2(b)は流通口が細幅の例である。

【図3】図2のIII-III線による使用時における断面図である。

【図4】本発明の第2の実施の形態を示すキャップ本体の平面図である。

【図5】本発明の第3の実施の形態を示すキャップ本体の平面図である。

【図6】図5のVI-VI線による断面図である。

【図7】本発明の第4の実施の形態を示すキャップ本体の平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0018】

本発明の第1の実施の形態について図1乃至3により説明する。注出キャップ1はキャップ本体2と、キャップ本体2に被着される図示されない外蓋とを備えている。本実施の形態においては、キャップ本体2及び外蓋はヒンジ3により連結されている。

【0019】

キャップ本体2は注出筒4と、注出筒4に頂壁5を介して連結される筒部6とを備えている。頂壁5には、注出筒4と同心状の係止筒7が設けられており、この係止筒7は、注出筒4よりも大径に形成される。

【0020】

注出筒4は、その先端には注出筒4の外側に向ってくちばし状に形成された2つの注出部8が設けられる。注出部8は、仮想線I_Aに対してヒンジ3と反対側の領域に、且つ、注出キャップ1が装着された容器に収納される内容物を同時注出可能な間隔に設けられる。望ましくは、注出部8は、注出筒4を中心Oを中心とする注出部8の外端部8aの互いの離角_Aが180°以下、又、注出部8の先端部8bの互いの離角_Bが90°以下となるような間隔であって、本実施の形態では離角_A = 約90°、離角_B = 約35°である。この時、離角_Bは離角_Aの1/2以下に設けられることが好ましい。このように設けられることで、所望される設計値通りの注出部を得ることができ、且つ、内容液を広い範囲でカバーすることができる。又、上記を超える範囲に設けた場合は、2つの注出部から同時に注出を行うことが困難になることがある。又、注出筒4に設けられた2つの注出部8は間隔部9を介し、間隔をおいて、形成される。間隔部9は、平面視円弧状に形成されるが、その長さは必要に応じて適宜選択される。注出筒4の先端は、外蓋で注

10

20

30

40

50

出筒 4 をシールする時にそのシール性を向上させるため、注出筒 4 は注出部 4 側の領域よりもヒンジ 3 側の領域の方が低くなるように平面視略階段状に形成される。この階段状部 4 a は注出筒 4 を正中する仮想線 I_A よりもヒンジ 3 側の領域に設けられる。尚、間隔部 9 の大きさは、必要とする注出部 8 の大きさに応じて適宜変化させることができる。

【 0 0 2 1 】

注出筒 4 より内方の頂壁 5 には、切り裂きにより開口する流通口が形成される。流通口は当該内方の頂壁 5 の全体に円状に形成することもできるが、本実施の形態では、略 U 字状の流通口 1 0 A 又は互いに対向する一対の細幅流通口 1 0 B が設けられる。最初、流通口 1 0 A 又は 1 0 B は液体の流通を遮断するために遮断壁 1 1 により塞がれている。遮断壁 1 1 には、無端状の裂溝が設けられる。遮断壁 1 1 を使用時に取り除く方法については適宜選択することができる。例えば、プルリング等を設けてもよい。尚、本発明において流通部 1 0 a 又は 1 0 b とは流通口 1 0 A 又は 1 0 B 各々の注出部 8 側の末端部を示す。

10

【 0 0 2 2 】

使用者が容器から内容液を注出させる場合には、注出キャップ 1 のプルリングを引き、裂溝で切り裂き、流通口 1 0 A , 1 0 B を開口させた後、該容器を傾けると、先ず始めに、流通口 1 0 A 又は 1 0 B によってその液量が調整されながらくちばし状の注出部 8 に向かって流下する。そして前記内容液は注出筒 4 の先端の注出領域に広く設けられたくちばし状に形成された注出部 8 , 8 に分けられて各注出部 8 から容器外部に注出される。所望の量を注出させた後に、前記容器の傾きを元に戻すと、注出部 8 がくちばし状に形成されているため液切れ性がよい。この際、流通口 1 0 A 又は 1 0 B の効果により、注出部 8 に到達する液量を調整することができるため、注出部 8 の収容力を超える内容液が注出部 8 以外の場所から注出されることなく、又、注出部 8 は注出領域に広くに亘って設けられているため内容液が注出部 8 に集中するように容器の傾きを調整する必要もない。

20

【 0 0 2 3 】

本発明の第 2 の実施の形態について図 4 により説明する。図 1 乃至 3 と同一の符号はその名称も機能も同一である。又、第 1 の実施の形態との相違点は流通口の流通部を注出筒 4 の基端部に近接させたことである。本実施の形態では一対の細幅流通口 1 0 B が設けられ、両流通口 1 0 B , 1 0 B は間隔をおいて互いに対向している。又、流通口 1 0 B の流通部 1 0 b は注出筒 4 の基端部に連続する頂壁 5 a に設けられ、流通部 1 0 b と注出筒 4 の基端部との距離は、頂壁 5 a を介して製品設計上可能な範囲で接近していることが望ましい。本実施の形態における前記距離は、1 . 0 mm 以下、好ましくは 0 . 5 mm 以下に設けられる。前記距離が 1 . 0 mm よりも大きいと内容液が頂壁 5 a に溜まり易くなり、速やかに注出が行われず好ましくない。

30

【 0 0 2 4 】

本実施の形態の注出キャップ 1 が装着された容器を使用者が使用する際、容器を傾けることにより、流通部 1 0 b から流出した内容液は注出部 8 の基端部と流通部 1 0 b とが近接しているため、注出部 8 に直達する。このため、流通口 1 0 B によりその液量が調整された内容液を注出部 8 から、容易に注出することができる。

【 0 0 2 5 】

本発明の第 3 の実施の形態について図 5 及び 6 により説明する。図 1 乃至 4 と同一の符号はその名称も機能も同一である。又、第 1 の実施の形態との相違点は注出筒 4 の間隔部 9 に液流ガイド機構を設けたことである。間隔部 9 には液流ガイド機構、例えば、リブ 1 2 が設けられる。リブ 1 2 は注出筒の中心 O に向かって延在する平面視略台形状の板体であり、間隔部 9 の先端部 9 a から注出筒 4 の内方の頂壁 5 に向かって斜設され、その先端部 9 a 側が幅広に形成されている。本実施の形態では細幅流通口 1 0 B が 2 箇所に設けられ、各流通口 1 0 B , 1 0 B から流出する内容液をリブ 1 2 が隔て、内容液を注出部 8 へガイドすることができる様に、リブ 1 2 は、一対の細幅流通口 1 0 B , 1 0 B の流通部 1 0 b , 1 0 b とを結ぶ直線の略真上となる様に設けられる。尚、リブ 1 2 の形状、大きさ等は注出キャップ 1 の使用時の状況等により適宜選択できる。

40

【 0 0 2 6 】

50

本実施の形態の注出キャップ1が装着された容器を使用者が使用する際には、流通部10bにより液量を調節された内容液はリブ12により一方の注出部8から注出すべき内容液と他方の注出部8から注出すべき内容液とに分割される。このため、各流通部10b, 10bから流出する内容液は流量を規制されながら各注出部8, 8から注出される。そのため内容液が各注出部8, 8に至るまでに混ざり合うことがないため、内容液は規制された流量のまま注出部8, 8から注出されることとなり、注出部8以外の場所から注出されることがない。

【0027】

本発明の第4の実施の形態について図7により説明する。図1乃至6と同一の符号はその名称も機能も同一である。本実施の形態は、第3の実施の形態と類似しているが、各注出部8A, 8Aが内向きに形成されている点で相違する。注出部8A, 8Aは、注出部8, 8とは異なり、その中心線が互いに交差する様に形成される。即ち、注出部8が内向きに形成されることにより、注出筒4の先端から外方へ突出する注出部8の半径方向の突出量を抑えることができるので、従来キャップより、注出部8を長く形成することができる。

10

【0028】

本実施の形態において、注出キャップ1は、その内部を縦隔壁に仕切られている複液収納容器(図示省略)に装着される。この容器は、2種類の内容液が混和することなく個々に収容可能な容器である。前記縦隔壁は、通常、注出キャップ1が装着された時に、図7の仮想線I_B(仮想線I_Bは注出キャップ1の図7の横方向における中心線である)の真下に来る様に設けられ、当該容器内を2つの部屋に分割するが、その一方の部屋は一方の流通口の10Bに連通し、他方の部屋は他方の流通口10Bに連通する。尚、縦隔壁の位置を変更することにより前記2つの部屋の大きさ(体積)を変更することができるが、その位置は、2箇所に設けられた流通口10Bの2つの流通部10bの間、図7におけるLの範囲、であればよい。又、当然、縦隔壁のない容器に本実施の形態の注出キャップ1を装着することもできる。

20

【0029】

このような容器は、例えば、別々に保存されるべき、2種類の内容液を混和することにより使用される医薬品用の容器やドレッシング等の2液分離タイプの調味料用の容器等に使用することができる。

30

【0030】

尚、本発明を第1乃至4の実施の形態に分けて説明をしたが、本発明はこれら実施の形態に限定されるものでない。例えば、注出部8の数、形状等は使用の形態に応じて適宜変えることができ、第2乃至第4の実施の形態において、細幅流通口10Bの代わりに第1の実施例で示した様なU字状の流通口10Aを設けることもできる。又、第2の実施の形態に第3の実施の形態の液流ガイド機構を設ける等、第1乃至4の実施の形態を適宜組み合わせることもできる。又、本発明はヒンジキャップだけでなくスクリュウキャップ等にも適用することも可能である。

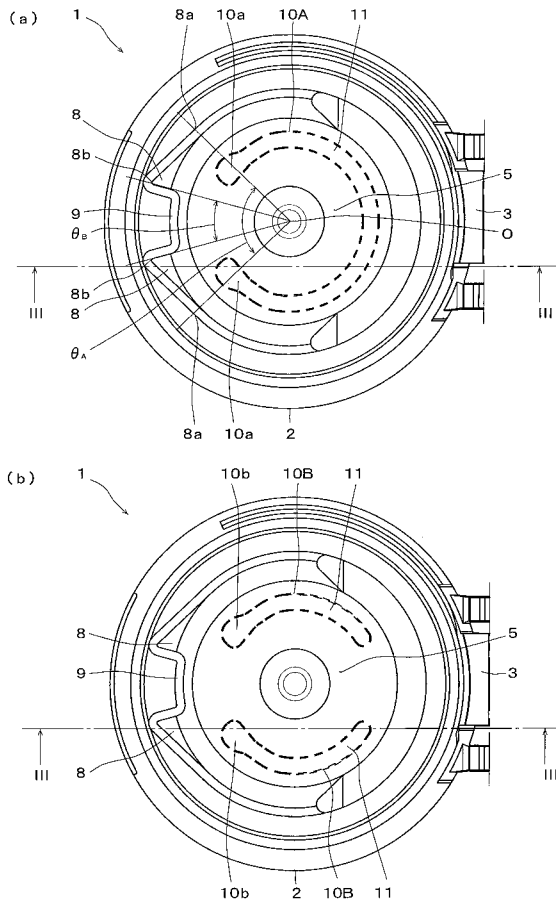
【符号の説明】

【0031】

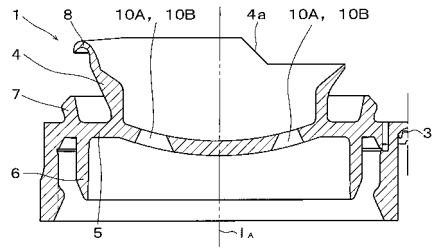
1 注出キャップ	2 キャップ本体
3 ヒンジ	4 注出筒
4 a 階段状部	5 頂壁
6 筒部	7 係止筒
8, 8 A 注出部	8 a 外端部
8 b 先端部	9 間隔部
9 a 先端部	10 A, 10 B 流通口
10 a, 10 b 流通部	11 遮断壁
12 リブ	

40

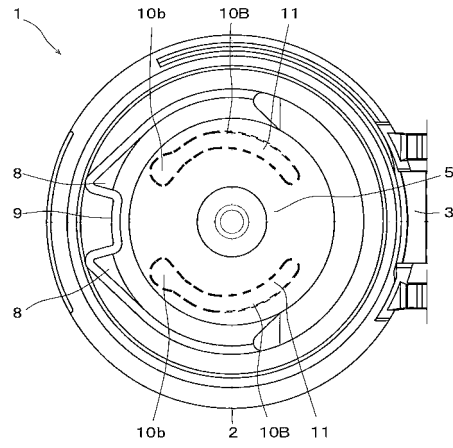
【図2】



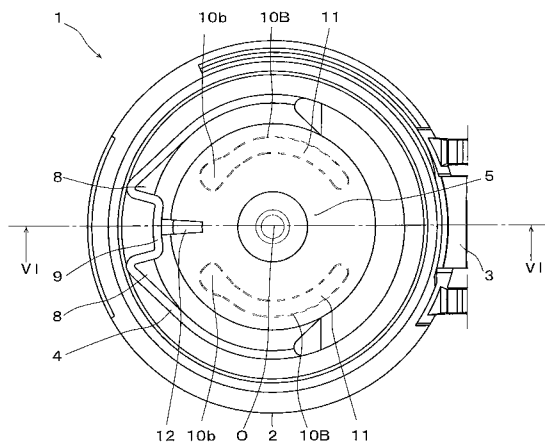
【図3】



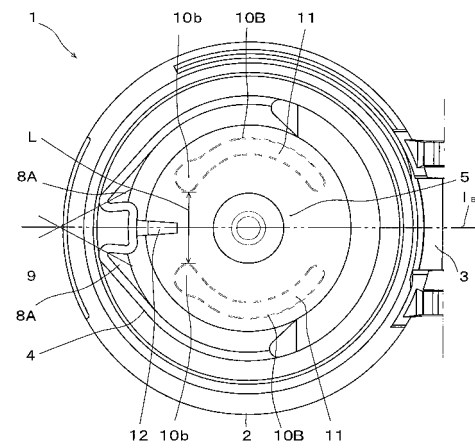
【図4】



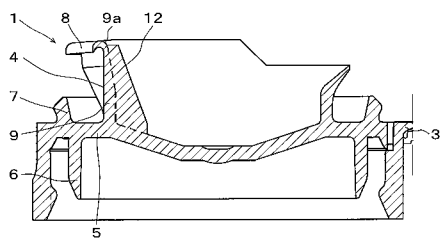
【図5】



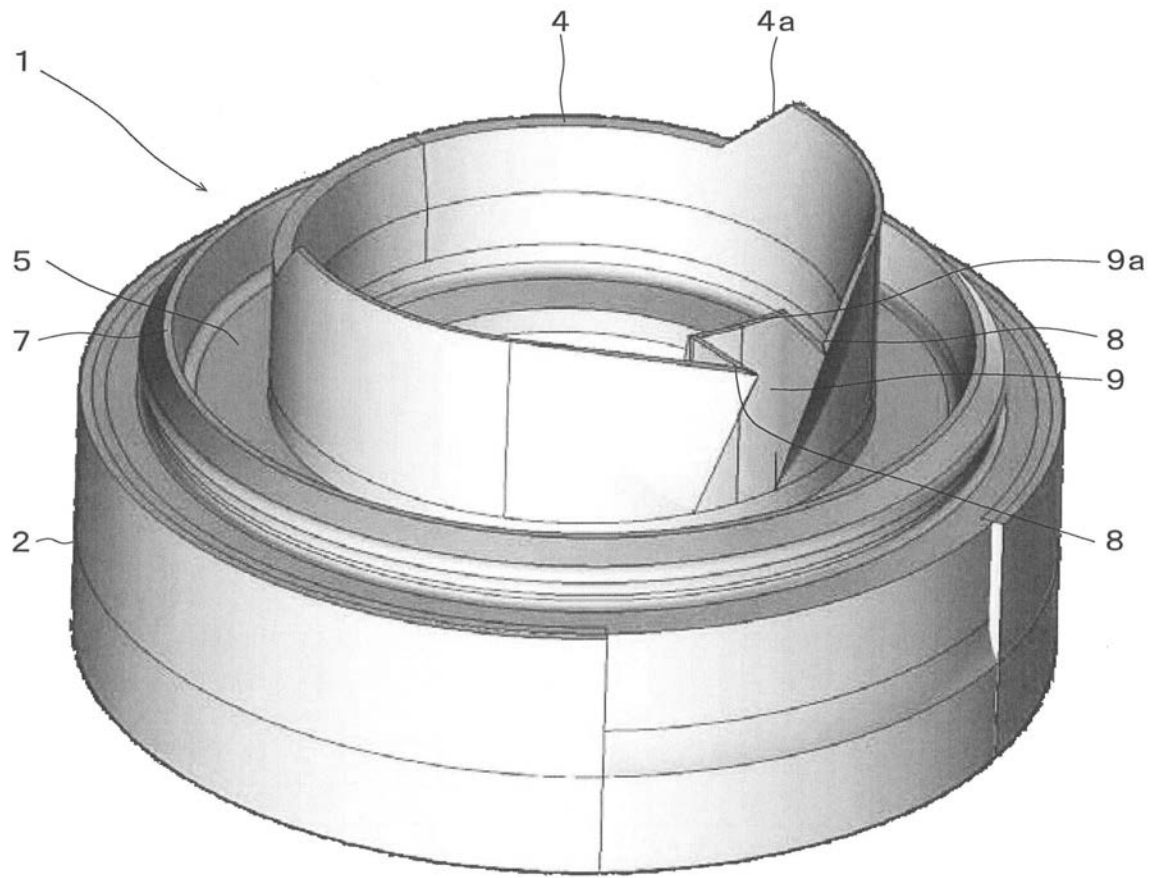
【図7】



【図6】



【図1】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開平11-059717(JP,A)
特開2003-040299(JP,A)
実開昭54-052447(JP,U)
特開2009-029478(JP,A)
実開昭48-004061(JP,U)
特開2009-046141(JP,A)
実公昭45-005894(JP,Y1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 35/44~35/54
B65D 39/00~55/16
B65D 81/32